

技管第 6 2 3 号  
建不第 1 0 3 5 号  
令和 2 年 2 月 2 8 日

部 内 各 課 の 長

様

部 内 各 出 先 機 関 の 長

県 土 整 備 部 長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた  
工事及び業務の一時中止措置等について（通知）

このことについて、令和 2 年 2 月 2 7 日付け事務連絡で国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添のとおり通知がありました。

また、施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う県発注工事等の契約の取扱いについては、令和 2 年 2 月 2 6 日付け建不第 1 0 2 5 号により適切な運用について通知したところです。

これらの通知の趣旨を踏まえ、工事及び調査、設計等の業務について、下記のとおり取り扱うこととしますので、適切に対応するようお願いいたします。

また、各市町村及び各建設業関係団体あてに、別途送付していることを申し添えます。

記

1 受注者からの工期の見直し等の申し出について

新型コロナウイルス感染症に感染した作業従事者やその濃厚接触者等が現場作業に従事できなくなることに伴い、受注者から工期の見直し等の申し出があった場合には、必要に応じ、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更等、適切に対応を講ずるようお願いいたします。

なお、この場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱うこととします。

## 2 建設工事請負契約書第21条（工事の中止）について

建設工事請負契約書第21条第1項において、天災等により工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、受注者に工事の一時中止を命じなければならないこととされています。

新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う影響で、現場の施工を継続することが困難と認められる事業がある場合においては、各発注者において的確に工事の一時中止を指示するようお願いいたします。

なお、上記1、2の措置を講ずるにあたっては、必要に応じ、工期の見直しも含め、施工期間等の適正化に努めるよう留意願います。

## 3 上記1又は2の対応に関する受注者への周知について

上記1又は2の対応について、別紙を利用し工事等の受注者への周知を行うようお願いいたします。

## 4 工事又は業務の一時中止措置等とそれに伴う繰越等の措置について

既契約の工事及び業務に係る一時中止措置等に関しては、下記のとおり取り扱うこととしますが、通年維持工事等、履行されなければ公物管理等に支障をきたすものは、この限りではありません。

### (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に対して工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向を確認する。

その上で、受注者からその申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。

なお、一時中止や設計図書等の変更を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。

一時中止の期間は、本通知から令和2年3月15日までの期間とする。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、上記(1)に準じて対応する。

この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

(3) 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

上記(1)又は(2)の措置等に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとることとする。

県土整備部

技術管理課企画調整班 043-223-3442

建設・不動産課契約・審査班 043-223-3116

(別紙)

受注会社の皆さま

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた  
工事及び業務の対応について（お知らせ）

千葉県

- 1 施工中の工事及び業務については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長について、発注者より意向を確認します。その上で、受注者からその申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行います。
- 2 また、新型コロナウイルス感染症の罹患に伴い、現場の施工を継続することが困難と認められる場合においては、建設工事請負契約書第21条により、発注者より、工事の一時中止を指示することとなります。
- 3 新型コロナウイルス感染症に感染した作業従事者やその濃厚接触者等が現場作業に従事できなくなることに伴い、受注者から工期の見直し等の申し出があった場合は、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱います。
- 4 上記2及び3については、各発注機関と速やかに協議するようお願いいたします。
- 5 上記1～4については、調査、設計、測量等の業務委託についても、同様の取扱いといたします。